

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鈴鹿市長

末松則子

鈴鹿市条例第40号

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (職員) | (職員) |
| 第10条 略 | 第10条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 | 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 |
| (1) 保育士 <u>（三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）</u> の資格を有する者 | (1) 保育士の資格を有する者 |
| (2)～(10) 略 | (2)～(10) 略 |
| 4・5 略 | 4・5 略 |
| (虐待等の禁止) | (虐待等の禁止) |

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。